# 学校給食栄養価計算システム賃貸借契約書（案）

浦添市長　松本 哲治（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）とは、学校給食栄養価計算システム賃貸借契約について下記の条項により契約を締結する。

１システムの提供

（1）名称及び数量 ： 内訳は別紙1「学校給食栄養価計算システム仕様書」のとおり

（2）据付場所 ： 浦添共同調理場３台、当山共同調理場２台

２契約期間 　： 契約締結の日から令和７年３月31日まで

（地方自治法第234条の３に基づく長期継続契約）

３契約金額（システム等の賃借料）

令和７年度　　　　　円（消費税及び地方消費税　　　　円を含む）

令和８年度　　　　　円（消費税及び地方消費税　　　　円を含む）

　　　　　　　　　　　令和９年度　　　　　円（消費税及び地方消費税　　　　円を含む）

令和10年度　　　　　円（消費税及び地方消費税　　　　円を含む）

令和11年度　　　　　円（消費税及び地方消費税　　　　円を含む）

４契約保証金 ： 浦添市契約規則第６条による。

契約条項

第１章　総則

（契約の趣旨）

第１条　この契約は、乙が学校給食栄養価計算システムを甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、学校給食栄養価計算システムが常時正常な状態で使用できるように保守を行うものとし、甲は、その業務料金を支払うものとする。

第２章　システムの提供

（システムの定義）

第２条　この契約でシステムとは、甲が著作権等適法な権原を有する者との間でシステムの使用許諾契約を締結する事を前提に、乙から提供されるものをいい、記録媒体、パッケージ、取扱説明書を含む。

（システムの引渡）

第３条　乙は、賃貸借物件の納入を完了したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

２　システム等の納入、調整等に要する費用は、乙の負担とする。

３　甲は、第１項の規定により報告を受けたときは、速やかに検査を行い、検査に合格した時は、その旨を乙に通知するものとする。

４　乙は、前項の検査に合格しない時は、直ちにこれを修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補に要する費用は乙の負担とする。

５　乙は、検査に合格した時は、速やかに甲に納入完了報告書を提出しなければならない。

（システムの複製等）

第４条　甲は、第２条のシステム使用許諾契約において認められている場合以外は、システムの複製・改変をしてはならない。

（システムの仕様、維持管理及び保守等）

第５条　乙は、システムが正常に動作するよう、乙の負担において次の各号の機能設定及び保守を行う。ただし、甲の故意若しくは過失によって修理又は調整の必要が生じたときは、それらの修理費及び調整費を甲が負担する。

（１）対象システムの機能及び保守業務に関しては、別紙「学校給食栄養価計算システム・仕様書」に基づくものとする。

（２）対象システムの正常な運用を維持するためのシステムに関する相談（コンサルティション）

　（３）対象システムに不時の障害が生じた場合における対象システムの復旧作業

　（４）運用操作に関する指導

　（５）業務処理結果の不具合に対する内容の調査

（６）乙の判断による対象システムプログラムの再インストール

２　乙は、システム等が故障した場合には、甲の要請に基づき技術員を派遣して故障の修理等のシステム保守を実施する。また、乙は、故障修理時に必要と認めた場合には、システム等の点検と調整を併せて実施するものとする。

第３章　共通事項

　（契約条項の特約事項）

第６条　この契約は、地方自治法第234条の３に基づく長期継続契約であることから、当該契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る甲の歳入歳出予算において減額または削除があった場合、甲は本契約を変更し、または解除することができる。

　（月額料金）

第７条　機器の賃借料（以下「月額料金」という。）は、月額　　　　円（消費税及び地方消費税　　　円含む）とする。

２　消費税及び地方消費税の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

　（月額料金の請求及び支払）

第８条　乙は、月額料金について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

２　甲の責に帰する理由により、前項の期限内に支払いをしないときは、遅延した金額に対して支払い期限の翌日から支払日まで、契約日における「政府契約の支払遅延防止に関する法律（昭和24年法律第256号）」に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第９条　乙は、この契約によって生じる権利・義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

２　乙は、前項ただし書きにより甲の承諾を求める場合は、譲渡の理由、譲渡の内容、譲渡先、そこに含まれる情報等を文書で提出しなければならない。

（再委託の禁止）

第１０条　乙は、本業務の一部又は全部の実施を第三者（以下「再受託者」という。）に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

２　乙は、前項ただし書きにより甲の承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託の内容、再委託先、そこに含まれる情報等を文書で提出しなければならない。

３　乙は、第１項ただし書きにより再委託をする場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

４　乙は、第１項ただし書きにより再委託をする場合には、再受託者に対し、本契約で定めた事項を遵守させ、秘密保持誓約書を提出させなければならない。

５　乙は、前項により再受託者から提出された秘密保持誓約書を甲に提出しなければならない。

（守秘義務）

第１１条　乙は業務上知り得た甲の秘密を、絶対に第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（甲の損害賠償請求等）

第１２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（１）履行期間内に業務を完了することができないとき。

（２）この成果物に契約不適合があるとき。

（３）第14条又は第15条の規定により、成果物の完成後にこの契約が解除されたとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、業務委託料の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）第14条又は第15条の規定により、成果物の完成前にこの契約が解除されたとき。

（２）成果物の引渡し前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

３ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（２）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（３）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

６　第２項の場合（第15条第９号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（乙の損害賠償請求等）

第１３条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（１）第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　契約金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（甲の催告による解除権）

第１４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）正当な理由なく、業務に着手すべき期日が過ぎても業務に着手しないとき。

（２）履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（３）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第１５条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第９条第１項の規定に違反して業務債権を譲渡したとき。

（２）第９条第１項但し書き規定による譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

（３）この契約の目的を達成させることができないことが明らかであるとき。

（４）再び履行しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

（５）乙がこの契約の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（６）乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。

（７）契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

（８）前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（９）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務債権を譲渡したとき。

（10）第19条又は第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（11）乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約又はその他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又はその他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の任意解除権）

第１６条　甲は、業務が完了するまでの間は、前２条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２ 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１７条　第14条各号又は第15条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第14条又は第15条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第１８条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第１９条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）別紙仕様書を変更したため業務費用が３分の２以上減少したとき。

（２）暴風、豪雨、地震、洪水、火災、騒乱、暴動その他自然的若しくは人為的事象により業務の中止期間が履行期間の10分の５を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２０条　第18条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第２１条　この契約が解除された場合には、第１条に規定する甲乙の義務は消滅する。

（合意管轄裁判所）

第22条　本契約に係る訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

（協 議）

第23条 　甲及び乙は、相互に協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項又はこの履行につき疑義を生じた事項については、浦添市契約規則及び関係法令によるほか、甲乙協議して定めるものとする。

本契約を証するため、契約書２通を作成し、双方が記名押印のうえ各１通を保有する。

　令和　　　年　　　月　　　日

甲　　浦添市安波茶一丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浦添市長　　松本　哲治

乙　　住所

　　　商号

　　　氏名